高額療養費制度の自己負担の上限額(75歳以上)

課税区分	負担 割合	所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院(世帯合算)
課税世帯	3割	現役並み所得者Ⅲ*1	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1% [多数回該当:140,100円]	
		現役並み所得者Ⅱ (現役Ⅱ)*²	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1% [多数回該当:93,000円]	
		現役並み所得者I (現役I)*3	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1% [多数回該当:44,400円]	
	1割	一般**4	18,000円 [144,000円上限]	57,600円 [多数回該当:44,400円]
非課税世帯		低所得者Ⅱ (区分Ⅱ)*5	8,000円	24,600円
		低所得者 I (区分 I)*6		15,000円

- ※1 課税所得690万円以上
- ※3 課税所得145万円以上380万円未満
- ※5 同じ世帯の全員が住民税非課税
- ※6 同じ世帯の全員が住民税非課税で、その全員の所得が0円(年金の場合は80万円以下)

一般の世帯で、夫が「**外来** | で同じ月に25,000円、 妻が「入院」で同じ月に55,000円支払う

※2 課税所得380万円以上690万円未満

※4 現役並み所得者、※5※6以外の人

- · 夫に 25.000円-18.000円=7.000円支給
- 18,000円+55,000円-57,600円=15,400円支給 ・世帯に

一般の世帯で、夫が「**外来**」で同じ月に25,000円、 妻が「外来」で同じ月に55,000円支払う

- 夫に 25,000円-18,000円=7,000円支給
- 妻に 55,000円-18,000円=37,000円支給
- ・世帯に 18,000円+18,000円-57,600円で、

0円以下となるので支給なし

世帯合算は、同じ医療保険に